

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長等
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税：義（国税 32） 法人住民税：義（自動連動）、法人事業税：義（自動連動）（地方税 52）
		② 上記以外の税目	所得税：外
3	要望区分等の別		【新設・拡充・ 延長 】 【単独・主管・ 共管 】
4	内容		《現行制度の概要》 一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の 30% の特別償却又は 7% の税額控除が選択適用（税額控除は資本金 3,000 万円以下の法人、個人事業主のみ）できるもの。
			《要望の内容》 適用期限を2年間延長する。
			《関係条項》 所得税 租税特別措置法第 10 条の3 租税特別措置法施行令第5条の5 租税特別措置法施行規則第5条の8 法人税 租税特別措置法第 42 条の6、第 52 条の2 租税特別措置法施行令第 27 条の6、第 30 条 租税特別措置法施行規則第 20 条の3
5	担当部局		物流・自動車局貨物流通事業課 物流・自動車局貨物流通事業課貨物流通経営戦略室 物流・自動車局旅客課 物流・自動車局整備課 大臣官房参事官（イノベーション）グループ施工企画室 海事局内航課 海事局船舶産業課 総合政策局公共事業企画調整課 総合政策局物流政策課物流産業室 不動産・建設経済局建設振興課 港湾局港湾経済課 港湾局大臣官房参事官（港湾情報化） 観光庁観光戦略課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和8年8月 分析対象期間：令和3年度～令和 10 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成10年度 「総合経済対策」（平成10年4月）に伴う措置として創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充（普通貨物自動車：車両総重量8㍑以上→3.5㍑以上） 平成12年度 1年間の延長（平成13年5月末までの適用期間の延長） 平成13年度 10ヶ月の延長（平成14年3月末までの適用期間の延長） 平成14年度 2年間の延長（平成16年3月末までの適用期間の延長）、対象設備（機械・装置）の取得価額の引き下げ 平成16年度 2年間の延長（平成18年3月末までの適用期間の延長）

			対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ 平成18年度 2年間の延長(平成20年3月末までの適用期間の延長)、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し(デジタル複合機の追加) 平成20年度 2年間の延長(平成22年3月末までの適用期間の延長) 平成22年度 2年間の延長(平成24年3月末までの適用期間の延長) 平成24年度 2年間の延長(平成26年3月末までの適用期間の延長) 器具・備品及び工具の見直し(試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加) 平成26年度 3年間の延長(平成29年3月末までの適用期間の延長 上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充) 平成29年度 上乗せ措置部分を改組・新設の上、2年間の延長(平成31年3月末までの適用期間の延長) 令和元年度 2年間の延長 (令和3年3月末までの適用期間の延長) 令和3年度 2年間の延長(令和5年3月末までの適用期間の延長)、対象法人に商店街振興組合を追加、指定事業に不動産業等を追加、対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外。 令和5年度 2年間の延長(令和7年3月末までの適用期間の延長)、対象資産からコインランドリー業(主要な事業であるものを除く)の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外、対象資産のうち総トン数 500 トン以上の内航船舶にあっては、環境への負荷の低減に資する装置(機器及び構造を含む。)の設置状況等を国土交通大臣に届け出た船舶に限定。 令和7年度 2年間の延長(令和9年3月末までの適用期間の延長)
8	適用又は延長期間		令和9年4月1日～令和11年3月31日(2年間)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国土交通省関係の中小企業者が生産性向上のための投資をしやすい環境を整備することを通じて、質の高い物流サービスの提供や公共事業の確実な施行等を確保し、もって国民生活の安定と我が国の経済活動の発展に資することを目的とする。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法第26条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標:9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標:32 建設市場の整備を推進する 施策目標:35 自動車運送業の市場環境整備を推進する 政策目標:6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標:19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する

		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	営業用トラック、内航船舶等の導入を促進する。 【トラック】 ・営業用トラック全車種の新車登録台数が年度毎に対平成 10 年度比 100%以上を達成、又は車両総重量 3.5 t 超の営業用トラックの新車登録台数が年度毎に対平成 10 年度比 100%以上を達成する。 【内航船】 ・内航船舶の建造の促進 中小企業の内航海運業者による年間新造船隻数を 72 隻以上
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。
10	有効性等	① 適用数	○実績 令和3年度:23,133 件 令和4年度:21,339 件 令和5年度:20,853 件 令和6年度:20,696 件 令和7年度:20,758 件 税額控除 令和3年度:28,630 件 令和4年度:29,254 件 令和5年度:31,180 件 令和6年度:33,782 件 令和7年度:33,883 件 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和7年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。 ○見込み 特別償却 令和8年度:20,820 件 令和9年度:20,883 件 令和 10 年度:20,945 件 税額控除 令和8年度:33,985 件 令和9年度:34,087 件 令和 10 年度:34,189 件 ※独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における全産業で設備投資を実施した事業者の割合を、令和5年度から令和7年度までの割合の伸び率から3年分の対前年比の平均伸び率を算出すると、前年度比の伸び率の平均は、0.3%。今後、令和6年度と同様の実績を見込んで平均伸び率を掛けた。

		<平均伸び率の算出(端数は四捨五入)> 令和4年度:16.9% 令和5年度:17.2%(前年比 0.3%ポイント) 令和6年度:17.1%(前年比 -0.1%ポイント) 令和7年度:17.8%(前年比 0.7%ポイント) 平均 0.3%ポイント ※上記の実績と見込みの件数については、法人税、法人事業税、法人住民税いずれも同数。
		【算定根拠】 上記記載の通り。
	②: 適用額	○実績 特別償却 令和3年度:1,934 億円 令和4年度:1,814 億円 令和5年度:1,914 億円 令和6年度:1,987 億円 令和7年度:1,993 億円 税額控除 令和3年度:186 億円 令和4年度:189 億円 令和5年度:211 億円 令和6年度:239 億円 令和7年度:240 億円 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和7年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。 ○見込み 特別償却 令和8年度:1,999 億円 令和9年度:2,005 億円 令和10年度:2,011 億円 税額控除 令和8年度:241 億円 令和9年度:241 億円 令和10年度:242 億円 上記①適用数と同様に、令和6年度と同程度の実績を見込んで算出。 ※上記の実績と見込みの金額については、法人税、法人事業税、法人住民税いずれも同額。
		【算定根拠】 上記記載の通り。

	③ 減収額	○実績 ●法人税 特別償却 令和3年度:315 億円 令和4年度:274 億円 令和5年度:304 億円 令和6年度:327 億円 令和7年度:328 億円 税額控除 令和3年度:186 億円 令和4年度:189 億円 令和5年度:211 億円 令和6年度:239 億円 令和7年度:240 億円 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基 に試算した減収額(実績集計) ※令和7年度は適用額の出典元の数字がまだ公表されていないため 見込みと同様に推定。 ●法人住民税 特別償却 令和3年度:22 億円 令和4年度:19 億円 令和5年度:21 億円 令和6年度:23 億円 令和7年度:24 億円 税額控除 令和3年度:13 億円 令和4年度:13 億円 令和5年度:15 億円 令和6年度:16 億円 令和7年度:17 億円 ※法人税の減収額に法人住民税率(7%)をかけて算出。 ●法人事業税 特別償却 令和3年度:56 億円 令和4年度:52 億円 令和5年度:55 億円 令和6年度:57 億円 令和7年度:60 億円 ※特別償却による所得減少見込額に外形外法人のみ適用される場合 の法人事業税率(7%)をかけて算出した数値に、法人事業税の減収 見込額に外形外法人のみ適用される場合の地方法人特別税の税率 (37%)をかけて算出した数値を合計して算出。
--	-------	---

		○見込み ●法人税 特別償却 令和8年度:329 億円 令和9年度:330 億円 令和 10 年度:331 億円 税額控除 令和8年度:241 億円 令和9年度:241 億円 令和 10 年度:242 億円 ※上記①適用数と同様に、令和6年度と同程度の実績を見込んで算出。 ●法人住民税 特別償却 令和8年度:25 億円 令和9年度:26 億円 令和 10 年度:27 億円 税額控除 令和8年度:17 億円 令和9年度:17 億円 令和 10 年度:17 億円 ※実績と同様に算出。 ●法人事業税 特別償却 令和8年度:62 億円 令和9年度:64 億円 令和 10 年度:67 億円 ※実績と同様に算出。
		【算定根拠】 上記記載の通り
	④: 効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》

【トラック】

営業用トラックの新車登録台数及び全車種の新車登録台数

	平成 10 年度 (参考)	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
営業用 トラック 単位：台	52,850 (100.0)	56,005 (106.0)	60,535 (114.5)	59,670 (112.9)
全車種 単位：千台	4,234 (100.0)	2,995 (70.7)	3,021 (71.4)	2,906 (68.6)
	令和 8 年度 (推計)	令和 9 年度 (推計)	令和 10 年度 (推計)	
営業用 トラック 単位：台	58,834 (111.3)	58,010 (109.8)	57,197 (108.2)	
全車種 単位：千台	2,896 (68.4)	2,887 (68.2)	2,877 (67.9)	

・全車種の新車登録台数は平成 10 年度と比較して大きく減少し、近年は横ばいで推移している一方で、車両総重 3.5 t 超の営業用トラックの新車登録台数は対平成 10 年度比 112.9%となっており、達成目標は実現している。

【内航海運】

中小企業の内航海運業者による内航船舶の年間新造船隻数

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度 (推計)	令和 9 年度 (推計)	令和 10 年度 (推計)
新造船隻 数 (隻)	55	63	76	72	72	72

・新造船隻数: 令和 7 年度は 76 隻で目標を達成できている。

【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】

【トラック】

実績値: 国土交通省「自動車保有車両数統計」より

推計値: 上記統計における直近 5 年間の伸び率の平均を実績値又はこれにより算出した推計値にかけて算出。

【内航海運】

実績値: 事業者からの届出に基づく

推計値: 直近実績 76 隻及び本租税特別措置継続による効果を踏まえ、目標水準である 72 隻程度で安定的に推移するものと見込む

			《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 【トラック】 本租税特別措置の効果もあり、令和7年度に営業用トラックは59,670台導入された。 仮に本租税特別措置が認められなかった場合、トラック運送事業者の太宗を占める中小事業者による効率的で生産性の高い新車トラックの導入の動きが著しく低減し、トラック運送分野の生産性が改善されず、政策目的を達成できない。 【内航海運】 本租税特別措置の効果もあり、令和7年度は76隻新規建造された。 仮に本租税特別措置が認められなかった場合、経営基盤の脆弱な中小企業が太宗を占める内航海運事業者が、船舶の建造を行う際に生産性向上に資する設備や機能の投資を行う意欲を有していても、十分な資金を確保できないために、当該投資を見送ることもあり、政策目的を達成できない。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 【トラック】 実績値:国土交通省「自動車保有車両数統計」より 【内航海運】 実績値:事業者からの届出に基づく
		⑤: 税収減を是認する理由等	【トラック】 税制措置による設備投資の押し上げ(下支え)効果の具体的な数値としては、約8割の事業者が、税制措置があることによりトラック導入の投資判断に影響を与えたと回答したアンケート結果がある。また、同アンケートにおいては、税制措置が投資判断に与えた影響として、保有台数の増加や車両の更新の早期化等、トラック輸送の生産性向上に資する効果が得られたとの回答がある。(トラック事業者の意識調査(トラック協会によるアンケート)) 【内航海運】 税制措置による設備投資の押し上げ(下支え)効果の具体的な数値としては、税制措置があることによって全ての事業者が、生産性向上に資する設備や機能の投資を後押ししたと回答したアンケート結果がある。(内航海運業者への意識調査(国土交通省海事局内航課によるアンケート))
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。 加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く促進するた

			め、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（リースも含む）に適用が可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて措置を行うべく、制度設計がなされているものである。 また、補助金等の予算措置は予算額の制約から対象事業者や対象設備が限定されるほか、公募・審査を要するため迅速な投資判断への対応が困難な場合がある。一方、本措置は要件を満たす中小企業者等が広く活用可能であり、事業者が自らの経営判断に基づき設備投資を実施する際の税負担を軽減することで、幅広い設備投資を促し、企業の行動変容を後押しすることができる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、中小企業経営強化税制があり、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合に、より効果の高い税制措置（即時償却又は取得価格の10%の税額控除（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%））を利用できる税制となっている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により中小企業者等の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和6年8月